

居合道の系譜と普及に関する一考察

中井 憲治¹⁾

1) 仙台大学体育学部

学会等報告

居合道の系譜と普及に関する一考察

中井 憲治¹⁾

1) 仙台大学体育学部

Kenji Nakai¹⁾: A study on the genealogy and the dissemination of Iai-do : Bulletin of Sendai University, 52 (1) : 53-71, September, 2020.

1) Sendai University Faculty of Sports Science

KEYWORD AJKF-Iai, MusoJikidenEishin-Ryu, MusoShinDen-Ryu, ShinMusoHayashizaki-Ryu, Keishi-Ryu

キーワード 全剣連居合, 無双直伝英信流, 夢想神伝流, 神夢想林崎流, 警視流立居合

I 居合道の系譜

居合道は、剣道と同じ現代武道に属し、専ら

日本刀を用いて修練する。普及の重要なツールたる試合制度を見ても、古武道¹⁾たる剣術は

- 1) 古武道（「武術」ともいう）は、千数百年の歴史を有し、鎌倉から戦国期にかけ戦闘術として発達、七百年の武家政権の下で体系化が漸進した。大規模戦がなくなった江戸期に剣術（居合を含む）、柔術等に分化、数百流派を数え、幕府の文武両道政策の下、修養化又は修行的色彩を濃くして精神文化性を高めた。剣術は武士の素養となり、正義、勇気、公正、克己等の武徳を養う武士道が確立された。「武術」は、明治維新後、西欧化の急進で消滅の危機にさらされたが、西南の役での警視庁抜刀隊の活躍等もあって復興し「武道」へと昇華する。武道（「現代武道」ともいう）は、武術に淵源する剣道、柔道等の総称として明治から大正にかけて一般化し、日本武道館、日本武道学会、大学現代武道学科等が名称の一部に用いる。武道（広義）の下位概念に「古武道」と「現代武道」がある。「古武道」とは維新以前に組成・体系化された剣術等、「現代武道」とは維新以降に古武道に淵源し組成・体系化された剣道等をいう。

敗戦後、GHQは、教育面を筆頭に軍事基盤破壊や無力化を企図。武道普及に努めてきた大日本武徳会（以下「武徳会」という）を解散し、指導者多数を公職追放するなど、武道、特に剣道を禁圧した。これに耐えて剣道は復興、昭和25年全日本撓競技連盟（会長笹森順造）設立、26年主権回復を経、27年全剣連（会長木村篤太郎）が創立され、29年全日本撓競技連盟が全剣連（会長木村篤太郎・最高顧問笹森順造）に合同した。昭和39年建設の日本武道館は、柔道のオリンピック参加を経、52年日本武道協議会を創立。同協議会は、現代武道たる柔道、剣道、相撲、空手道など武道九種目の奨励等を目的とし、各国内統轄団体たる全日本柔道連盟、全日本剣道連盟、日本相撲連盟、全日本空手道連盟など武道九団体（当該種目の普及主体）が加盟する（事務局は日本武道館）。他方、古武道は、今も柔術、剣術、居合、杖・棒術、琉球古武術等として現存するが、日本古武道演武大会（日本古武道協会）、日本古武道大会（日本古武道振興会）、全日本剣道演武大会（全剣連）等の参加流派から見て、流派数は百流派前後まで減少した模様。古武道は、各流派の宗家又は道場等を普及主体とし、小野派一刀流、北辰一刀流、柳生心陰流等、現代武道たる剣道に併せて修練される例も多い。日本古武道協会、日本古武道振興会、全剣連等が支援するものの、現代武道に比べると、古武道の普及態勢は脆弱であることが否めない（拙稿「剣道の理念に関する研究」日本大学法科大学院法務研究12号57頁《以下「理念研究」という》、拙稿「剣道の国際普及に関する一考察」仙台大学紀要

江戸時代から導入したが²、居合道では、昭和44年全剣連居合制定後、昭和49年居合道試合審判規則施行等を経て一般化した。全日本剣道連盟（以下「全剣連」という）主催・全日本剣道演武大会（通称・京都大会）で各流派名を冠して演武するなど、宗家制の影響が残り³、古武道たる抜刀（いあい・居合⁴）との親和性が高い⁵。

徳川幕府や各藩の庇護もあり剣道関係資料は相当遺るが、居合道の系譜は、関係資料が乏しく全容を把握し難い。そこで、居合多数流派たる無双直伝英信流（流祖・長谷川英信、以下「直伝流」ともいう）及び夢想神伝流（流祖・中山博道、以下「神伝流」ともいう）が⁶、林崎甚助源重信を始祖とし関係資料を若干遺すことに着目し、源流を林崎甚助に遡る手法で居合道の系譜（骨子）を取りまとめ、概説することとした。

1 中興抜刀乃始祖・林崎甚助重信

林崎甚助は、1542年（1531～1548年説もあり）山形県村山市（羽州）林崎に生まれ、林崎明神（熊野・居合両神社）に祈願、参籠し夢想の間に神妙秘術「純粹抜刀」を神伝され、廻国修行の間に多くの弟子を育てた。没年、没地等も含め、詳細は不明である⁷。

抜刀術開祖との説もあるが、抜刀で即、切りつけるのが抜刀術（居合）、その後は剣術（立合）にはかならない。林崎甚助の誕生前から、陰流・愛洲移香斎（1452年生）、天真正伝香取神道流・塚原ト伝（1489年生）、立身流・立身三京（1504年生）、新陰流・上泉信綱（1508年生）ら著名な剣道家が輩出した。林崎甚助は塚原ト伝に師事したともいわれ、林崎流以外の居合流派も既存する⁸。剣居一体、一連の操剣法であって、剣術のはじまりが居合の嚆矢である⁹。抜刀

51 卷2号 65頁《以下「国際普及」という》、平凡社『大百科辞典』、日本武道館「日本武道祭」《平成21年》80頁）。

- 2 剣術の形稽古を補完すべく17世紀、新陰流工夫の袋竹刀が流派を超えて普及。18世紀、直心影流が面小手胴垂の防具四点を工夫、中西派一刀流が改善して竹刀打込み稽古が隆盛し、現代剣道の原型となった（国際普及）。
- 3 「流派」とは、武道の武技等を内容とする流儀をいう。流派の宗主（大本とする所の長として仰ぎ尊ぶべき首長）を「宗家」という（後掲Ⅱ「宗家制」参照）。
- 4 林崎流居合開祖・林崎甚助重信の時代は「抜刀（いあい）」と呼称し、江戸時代以降「居合」を用いる（林崎甚助源重信公資料研究委員会『林崎明神と林崎甚助重信』《居合振武会、平成3年。以下「林崎研究」という》28頁註三・148頁）。
- 5 日本古武道協会『日本古武道総覧』《島津書房、平成9年改訂新版。以下「古武道総覧」という》13頁、川内鐵三郎『日本武道流祖傳』（日本武道振興会、昭和29年改訂）自序。
- 6 最近の京都大会・居合道演武者（錬士六段以上）を見ると、夢想神伝流と無双直伝英信流が各二百数十人と多数を占め、特に範士（十数人）は、ほぼ全員がこれら二流派を名乗る。残余の演武者は、無外流、伯耆流、新陰流、田宮流、夢想神伝重信流が各十人から二十人程度、水鷗流、関口流、神刀流、神道無念流、警視流等が各数人以下と少ない。
- 7 祀られた熊野居合両神社には、昭和5年神伝流・中山博道、12年神夢想林崎流・笹森順造、28年直伝流・河野百錬ら著名な居合人多数が参詣（林崎研究152・166頁）。
- 8 日本古武道協会には、立身流兵法（流祖・立身三京）、貫心流居合術（流祖・源義経）、田宮流居合術（流祖・田宮業正）、水鷗流居合剣法（流祖・三間景信）、鐘捲流抜刀術（流祖・鐘捲自斎）、伯耆流居合術（流祖・片山藤原久安）、関口流抜刀術（流祖・関口氏業）等が加盟。日本古武道振興会には、浅山一傳流兵法、戸山流抜刀道、柳生制剛流抜刀等が加盟する。ウィキペディア「居合術」は林崎系以外流派として、一伝流居合、片山伯耆流、制剛流、天真正伝香取神道流、北辰一刀流、ト伝流、神道無念流、小野派一刀流、警視流、戸山流、高山流等を掲記。
- 9 「居合」は、敵と居合わすことをいう。居合は単独、剣道は相対、両者別個に修練するが、武道たる居合は、単独から相対の修練すなわち剣道となる（政岡壱実『改訂・無双直伝英信流居合道・天之巻』《高知県剣道連盟居合道事務局、1968年。以下「英信流天之巻」という》）。剣道をやらねば居合道はわからない。居合道をやらねば剣道の本当の一本も体で知ることができない（紙本榮一、池田清代「居合道名人伝・上巻」《スキージャーナル、2007年。以下「名人伝上巻」という》）。大江政路は、居合を「刀の操法」と定義し、双方、刀を抜いて相対すると剣道になると語った

術開祖というより中興抜刀乃始祖¹⁰と見るべきであろう。

林崎甚助が特定流派を名乗った事実は確認できないが、「林崎流」を称したとの見解はある¹¹。居合明心之巻（1653～1706年、鶴岡郷土資料館）に「三尺三寸の長剣において九寸九分に勝つの妙ふしぎ一国一人の相伝也」とあり、和田流居合正誤（1725年、藤田貞固）に「是を居合と号して三尺三寸の刀を以て、敵の九寸九分の小刀にて突く前を切止る修業也」とあるなど、三尺三寸の長剣を用い、九寸九分の小刀を持つ相手と修練する古い形が、林崎流居合に遺る¹²。当該形を伝承する古武道たる居合流派は、往時相当あったと思われるが、ウェブサイト等で見る限り、そのほとんどが失伝¹³した模様であり、**神夢想林崎流**のみが当該形を護持すると承知する。

他方、現代武道たる居合道では、林崎甚助を始祖とする直伝流及び神伝流の二流派いずれかを修練する例が多い。そこで、これら二流派又は神夢想林崎流から林崎甚助に遡る伝系を調査して粗々「林崎流居合系譜」を作成の上、本稿末尾に添付した。これに基づき、各伝系を敷衍

する。

2 古武道たる神夢想林崎流

神夢想林崎流と称呼される林崎流居合の伝系は、初代・林崎甚助→二代・田宮昭常（重正・業正、後に田宮流・流祖）→三代・長野権露（後に無楽流・流祖）→四代・一宮照信（後に一宮流・流祖、新庄藩では「林崎新夢想流」と称呼¹⁴）→五代・谷季正（一宮流《谷派》、新庄藩）と順次、相伝された後、六代・常井直則（林崎新《神》夢想流）を弘前藩主・津軽信政が召し抱え、よって弘前藩に伝来した。弘前藩では、これを七代・浅利均禄（林崎新《神》夢想流と称呼）が當田流剣術に併伝¹⁵し、八代目で田中治賢と山形重高との二伝系に分かれた。

八代・田中治賢以降の伝系は、九代・今寛満→十代・今寛利→十一代・今八郎次寛衆（當田流剣術に併伝、**神夢想林崎流**と称呼）→十二代・千葉草々庵→十三代・千葉健之助（當田流剣術に併伝、林崎新夢想流と称呼）と相伝された¹⁶。十四代・笹森順造は、かねて統を受けた小野派一刀流（剣術¹⁷）に併伝し、林崎夢想流、林崎新夢想流、林崎神夢想流等の呼称複数を**神**

（山本晴介、妹尾武衛 無双直伝英信流第十七代宗家大江正路先生の実話』《四国連合居合道研究会、以下大江実話という》）。居合道は、敵の不意の攻撃に対し、直ちに居合わせ抜刀し、鞘離れの瞬間に勝負を決する。「抜けば剣道、差せば居合」という（三谷義里「居合道教範・無双直伝英信流」《日資出版社、1982》9頁）等。

10 本朝武芸小伝（1721年）、日本中興武術系譜略（1767年）、林崎研究 35・36頁。

11 剣道日本 SJ セレクトムック No. 71「居合道虎の巻」（2008年、以下「剣道日本 2008」という）86頁。なお、中山博道先生口述（宮田正男記）「居合に就て」（三菱道場「つるぎ」創刊号）は「林崎先生は、その抜刀術を足利義満に伝えた。戦国の後は、田宮平兵衛が家康、秀忠、家光にも伝えた。当時、『重信流』若しくは『林崎』と称えた。なお、田宮流これより分かれぬ、ほか二十四余流これより分派せり」と遺す（『三菱武道会百年史』《2012年》143頁・資料17）。

12 林崎研究 32頁。

13 流派の承継が途絶え当該流派が消滅すること、正統な伝承の消滅をいう。

14 『武芸流派大事典』（東京コピー出版部、昭和53年増補大改訂、以下「武芸流派大事典」という）58・59・456頁、林崎研究 142・320頁は「林崎『神』夢想流と新庄藩の『新』」が同音なので新庄藩では『林崎新夢想流』と称した。これが弘前藩に伝来した神夢想林崎流」とする。

15 かねて修練中の剣術流派に併せて居合術流派を修練し、剣居一体として両流派を継承修練し普及することをいう。

16 青森剣連『青森県剣道史』14・15頁、太田尚充「弘前藩の武芸文書を読む」（水星舎、2010年）171頁。

17 組太刀の技に「詰座抜刀」「立会抜刀」を含む。いずれから敵に切りかけられても即応するのが抜刀の本旨である（笹森順造『一刀流極意』《新装版、体育とスポーツ出版社、平成25年新装版、以下「一刀流極意」という》294頁《抜刀秘事三十条》・316頁《立会抜刀》）。

夢想林崎流に統一した。爾後、門人をして小野派一刀流の修練後に神夢想林崎流を修練させる。しかして十五代・笹森建美（日本古武道振興会に**神夢想林崎流**で加盟）を経て唯授一人（又は一子相伝。代々一人の承継をいい、必ずしも実子相続を意味しない）、十六代（現）宗家・石崎徹が相伝し、東京「禮樂堂」で小野派一刀流剣術と共に日々修練する。

他方、八代・山形重高以降の伝系では、九代・小山英貞が、かねて継承していたト伝流剣術に併伝し、林崎新夢想流などと称呼したものの、その後、十六代・小山英太郎で失伝した。ただし、ト伝流剣術師範家は、（現）十八代・小山秀弘が継承し、同人の子・小山隆秀が失伝した林崎新夢想流を文献等で研究し復元中と聞く。ウェブサイト等で見ると、**神夢想林崎流**と類似するものの若干の差異が見られ、七代・浅利均禄が當田流剣術の統を受けた後、分かれて代々、ト伝流剣術に併伝される間、同流から影響を受けた可能性なしとしない。

幕藩体制の下では、一国一人の相伝（前掲・居合明心之巻）の例が多く、各藩に伝来した後、御留流とされた場合はもとより、他藩先師から継続して教えることは困難と窺われる。剣術宗家が他藩先師から居合の統を受けた場合、劍居一体、当該剣術に併伝されるのが自然の成り行きであろう。当該藩内で一国一人の相伝で代々継承される間に、宗家が新たな工夫や解釈を加える例もなしとしないか。**神夢想林崎流**の場合、七代・浅利均禄及び十三代・千葉健之助いずれも當田流剣術の統を受けた後に居合修練をはじめた。さらに十四代・笹森順造も、小野派一刀流剣術の統を受けた後に神夢想林崎流居

合の修練を本格化した。前者が後者に影響したとも窺われ、定かではないものの、笹森順造が林崎流居合の呼称複数を「神夢想林崎流」に統一した可能性は否定できない¹⁸。剣術併伝による居合の技法的変遷は、後日の居合専門家の研究に待ちたい。

なお、五代・谷季正以降、新庄藩に残る伝系は、六代・駒杵良重から十七代・奥山観禪（日本古武道協会に林崎夢想流¹⁹で加盟）まで相伝されたが、同宗家逝去後、失伝した模様である。

3 現代武道たる直伝流と神伝流

後に「無双直伝英信流」と称呼される林崎流居合の伝系は、初代・林崎甚助→二代・田宮重正→三代・長野謹露まで**神夢想林崎流**と同じだが、四代・百々光重で同流と分かれ、五代蟻川宗統→六代・万野信定に相伝され、次の七代・長谷川英信で大いに隆盛、同人を流祖（**英信流**）とする。大森正光は、かつて長谷川英信門下であったが、一時期破門された間、柳生心陰流「鞘の内抜刀」に小笠原流礼式を加えて**大森流**を創始し、同流をもって英信流帰参に奏功した²⁰。八代・荒井清信から統を受けた九代・林守政（土佐藩）は、大森正光に師事した後、山内家に仕えて英信流に大森流を採り入れ、よって土佐藩で**土佐英信流**（土佐居合）が隆盛した。土佐英信流は、十代・林政詔→十一代・大黒清勝の次の十二代で林政誠と松吉久盛の二伝系に分派後、前者を谷村派（十五代・谷村自雄）、後者を下村派（十四代・下村定政）と称呼する²¹。

（谷村派）

谷村派十六代・五島正亮に師事し十七代宗家に就任した大江正路は、土佐英信流を整理して

18 今村嘉雄『日本武道大系第三卷剣術（三）』（同朋社、1982年）449頁は「流祖は、林崎甚助、正名は**神夢想林崎流**の如くだが、林崎夢想流、林崎流、林崎新夢想流、林崎神夢想流などともいう」とする。武芸流派大事典も、林崎新夢想流（会津藩）は「流祖を田宮重正とするから」**神夢想林崎流**の亜流（458頁）、林崎新夢想流（秋田藩）も**神夢想林崎流**と同じとし（699頁）、林崎新夢想流（新庄藩）は一宮流谷派と駒杵平治右衛門の流系をいい、當田流居合とするほか（699・700頁）、林崎夢想流（秋田藩・二本松藩）を**神夢想林崎流**とする（700頁）。その他、参考文献につき、別添・林崎流居合系譜を参照。

19 林崎研究 195頁は「十六代・奥山有観は林崎新夢想流の免許を受けたか」とする。

20 武芸流派大事典 141頁「大森流」。

21 武芸流派大事典 691頁、河野百鍊「居合道真諦」（昭和37年、以下「居合道真諦」という）。

大森流を正座之部、長谷川英信流を立膝之部と各命名し（現）直伝流に統合した。大江は、直伝流十八代・穂岐山波雄、十九代・福井春政のほか、政岡壱実（後に全剣連・初代居合道担当理事）、山本晴介ら門人多数を育て「長谷川英信流中興の宗家」となった。直伝流は、二十代・河野百錬（後に全日本居合道連盟・初代理事長）まで宗家制を維持したが、同人逝去後、複数人が宗家継承を主張するなどし、今日、宗家の実質が希薄化したと見られる。

（下村派）

谷村派・森本兎久身に師事し、さらに下村派十五代・細川義昌（後に夢想神伝重信流）に師事し十六代を継承した中山博道（大正9年剣道・居合道範士。「長谷川英信流」「大森流」を多く自称したが「神伝流」「林崎神伝流」とも名乗る²²⁾は、橋本統陽、中山善道、高須忠雄、寺井知高、末次留蔵、紙本榮一、壇崎友彰、額田長、木村栄寿、橋本正武、山蔦重吉ら多数の門人を育て「居合中興の祖」となった。中山逝去後、門人一同が一致して称呼した流派名が、（現）**神伝流**である。壇崎友彰が神伝流宗家を継承した由であるが、中山博道逝去後、宗家制は、事実上、希薄化したと見られる²³⁾。

今日、神伝流及び直伝流の技内容等は、解釈等の統一を担う宗家制が希薄化したためか、地域や師匠により若干相違する。古流研修等の場でも「師事した師匠の教えどおり抜きなさい」との指導に留まる例も少なくない現状にあると聞く。

4 統一形たる全剣連居合

明治28年、武徳会が設立され、他の剣術等と共に居合の普及が図られたが²⁴⁾、敗戦に伴い、GHQは、武徳会を解散するなど武道そのものを禁圧。昭和27年占領終結を受け、ようやく設立し得た全剣連は、剣道禁圧の影響が残る中、剣道復活に尽力した。しかし、当時は、日本刀で修練する居合道を全剣連が受け入れ得る情勢ではなかった。そこで、全剣連が将来、居合道部を併設した場合には、これに移行するとの前提の下、大野熊雄（武徳会剣道《新陰流》・居合《伯耆流》教士・弁護士）、河野百錬（直伝流宗家・武徳会剣道・居合範士）らが昭和29年、全日本居合道連盟（会長池田勇人《当時》大蔵大臣、理事長河野百錬）を設立した。同連盟は、昭和30年居合道大会を初開催、さらに初心者のための共通刀法を定めることとし、直伝流5人、伯耆流3人、水鷗流宗家、無外流宗家の制定委員10人が、直伝流・無外流から各1本（正座）、神道無念流・水鷗流・伯耆流から各1本（立業）の合計5本を選定し、全日本居合道刀法と命名した²⁵⁾。しかし、翌31年、全剣連が居合道部を創設した後、曲折があったものの、居合人（そのほとんどが剣道人）多数は、全剣連に加入することになった。剣道と同様の称号段位制度等も整備され、よって全剣連が事実上、居合道唯一の普及主体となって今日に至る。

全剣連は、昭和41年全国居合道大会を初開催、昭和43年には、居合道形制定委員会を設置し、日本剣道形と同様、居合各流派の形を統合した統一形を新たに制定することとした。居合

22 剣道日本 2008・92 頁、剣道日本 SJ セレクトムック No.87「居合道虎の巻(其の式・居合道の流派と道場)」(スキージャーナル、平成 21 年。以下「剣道日本 2009」という)・102 頁。

23 山蔦重吉「夢想神伝流居合道」(愛隆堂)、居合道真諦、大江実話・妹尾武俊、英信流天之巻、武芸流派大事典 690 頁「長谷川英信流」、三谷義里「居合道教範・無双直伝英信流」(日資出版、1982 年)「詳解居合・無双直伝英信流」(スキージャーナル、昭和 61 年)、岩田憲一「土佐の英信流・且慕芥考」(平成元年)、剣道日本 2008、剣道日本 2009、池田清代「居合道名人伝・下巻」(スキージャーナル、2009 年。以下「名人伝下巻」という)、武芸流派大事典 824 頁「夢想神伝流」、ウィキペディア「居合道」「無双直伝英信流」「夢想神伝流」。

24 居合術範士は中山博道(理念研究 57 頁)。「武徳会誌」明治 44 年・14 頁は、剣道範士 10 人・教士 86 人に対し、居合術範士 1 人・教士 1 人と現在数を記す(全剣連「全日本剣道演武大会のあゆみ」《平成 16 年。以下「京都大会あゆみ」という》)。

25 名人伝上巻「河野百錬」、理念研究 61 頁。

道形制定小委員会は、委員長に政岡壺美（範士九段・直伝流）、委員に山蔦重吉（範士九段・神伝流）、紙本榮一（範士八段・神伝流）、壇崎友彰（範士八段・神伝流）、沢山収蔵（範士八段・伯耆流）、額田長（範士八段・神伝流）が就任し、翌44年、全剣連居合7本（坐技4本・立技3本）を制定した。その後、昭和55年に立技3本、平成12年に立技2本が各追加された²⁶。

全剣連居合制定の趣旨につき、大谷一雄（当時）理事長は「剣道と居合道とは、極めて密接な関係にある。抜刀や納刀はもちろん、刃筋、気魄、手の内等は、剣道人にも参考となる。真剣で居合を試みるなら『近頃の剣道は竹刀剣道だ』との非難もうすらくか。居合道の基本的なもの、各派の基本的な技を総合。この程度、剣道人が抜くことができれば、剣道にも居合普及にも好ましい。ただ、居合はこれに尽きるものでなく、居合をきわめようとする者は、古流も併せて研修することが必要」と遺した²⁷。全剣連居合制定後、居合道は隆盛し、剣道に併伝されたとの見方もある。剣居一体いかんは、宗家制いかんと共に重要な論点であり、後に考察する。

なお、居合統一形の嚆矢は、警視庁が「洋装帯剣の警察官が進退操縦宜しきに叶うように」等の趣旨で明治19年に制定した警視流立居合（浅山一傳流、神道無念流、田宮流、鏡新明智流及び立身流から各1本、計5本を選定）である²⁸。警視流立居合、全日本居合道刀法、全剣連居合という統一形の制定は、宗家制との兼ね合いが微妙で、普及の主なツールたる昇段審査、

試合審判等とも密接関連する²⁹。全剣連居合は、中央や地方の講習等で派遣講師が形解釈等の教習・伝承に努める。古流と異なり全国的に統一され、形等の詳細にアクセス可能、昇段審査や試合審判の透明性・公正性・公平性確保によく機能し、もって斯道普及の基盤形成に資する。

II 居合道の普及に関する一考察

古武道たる神夢想林崎流は、宗家制を維持する。現代武道たる直伝流は、二十代宗家・河野百錬まで宗家制を維持したが、その後、宗家制が希薄化し、専ら十七代宗家・大江正路の直門弟子数人いずれに師事したかを意識するか。神伝流では、中山博道を流祖とするが宗家制は採らず、専ら中山の有力弟子（直門は少数）いずれに師事したかを意識するか。全剣連居合の形解釈等は統一されているが、神伝流及び直伝流では、宗家制が希薄化し、形解釈等の全国的統一は事実上しがたいやに思われる³⁰。他方、居合人は、流派や宗家制の感覚を根強く残し、これが称号段位審査や試合審判における公平性・透明性等に疑念（関連不祥事につき後述）を生じさせる背景かとの指摘もある。さらに大きな論点として、剣道人が日本刀で修練する実態がどの程度実在するか、剣道修練ないまま居合道に専念する傾向が強まっていないか等、剣居一体に係る事実問題がある³¹。以下、剣居一体（普及実態）と宗家制（普及主体）につき概説する。

26 『全剣連居合（解説）』（全剣連、平成18年。以下「全剣連居合解説」という）、全剣連『三十年史』（昭和57年）40頁、名人伝上巻「政岡壺実」「紙本榮一」、名人伝下巻「澤山収蔵」「額田長」「山蔦重吉」「壇崎友彰」。全剣連居合は、制定委員の所属居合流派や制定経緯等から見て、直伝流と神伝流の影響が大きいといえよう。

27 全剣連居合解説1頁。

28 本稿・補注参照。

29 武徳会も、明治39年、会拡張の一端として天地人三本の剣術統一形を制定した（京都大会あゆみ・年表）。

30 二流派につき「英信流大江派」「英信流中山派」と称呼すべきとの提言もある（大江実話・政岡壺実）。他方、二流派以外の古流は、京都大会参加者も少数で地域的にも偏在し、宗家制の有無を問わず、二流派に比べて形解釈の統一性を比較的維持し得る環境にあると見られる。ただし、当該所属居合人が少数化するとき、失伝の危険性は顕在化しよう。

31 理念研究57頁。

1 剣居一体

林崎夢想流（日本古武道協会に加盟）の失伝が窺われる今、林崎甚助が16世紀後半開いた純粹抜刀たる林崎流居合（別添・林崎流居合系譜参照）中、神夢想林崎流（日本古武道振興会に加盟）が現存最古の流派と見られる。しかして同流の存続と普及いかんは、同流のみならず居合全体にとって緊急かつ重要な課題といわねばならない³²。

神夢想林崎流宗家・笹森順造（弘前生、哲学博士・剣道範士）は、戦前に武徳会師範に就任した剣道家であり、東奥義塾塾長、青山学院長、国務大臣等を歴任、日本撓競技連盟初代会長、全剣連初代最高顧問、全日本学生剣道連盟初代会長等として、敗戦後GHQに禁圧された剣道の復興に尽瘁し、武道界はもとより政治家、宗教家、教育家として高名であった。弘前・北辰堂で小野派一刀流を初めて学んだが、当時の北辰堂では同流・詰座抜刀等に続いて林崎流居合を演練するのが常であった。そして東奥義塾塾長に就任した後も、山鹿高美の孫弟子・中畑英五郎に師事して小野派一刀流を修練研究して十六代宗家に就任し³³、並行して林崎流居合も千葉健之助を聘して研鑽を続け神夢想林崎流十五代宗家をも継承し、ここに同流を小野派一

刀流剣術に併伝した。昭和31年、三男笹森建美牧師（弘前生、神学博士）を神夢想林崎流免許皆伝とし、その後、唯授一人をもって小野派一刀流十七代宗家及び神夢想林崎流十五代宗家を継承させた。笹森順造は、東京に道場「禮樂堂」を創設し初代堂主に就任、その後、笹森建美が二代堂主となった³⁴。平成29年、同人逝去に伴い、その指名による唯授一人をもって、かねて小野派一刀流免許皆伝を受けた矢吹裕二・剣道教士が、三代禮樂堂堂主・十八代小野派一刀流宗家を継承し、同じくかねて小野派一刀流免許皆伝を受けた石崎徹・剣道教士が、十六代神夢想林崎流宗家を継承した。現在、神夢想林崎流では、剣道家である石崎宗家の指導の下、小野派一刀流に併伝された同流を日々修練し、剣居一体、斯道普及に努める³⁵。

神伝流及び直伝流の伝系を見ても、神伝流流祖・中山博道は、かねて根岸信五郎（神道無念流）の有信館を継承した剣道家であり、谷村派居合を森本免久見に師事、下村派居合を細川義昌から承継して大正9年、両道範士となった³⁶。直伝流居合中興の祖・大江正路は、かねて剣道教師を務め、武徳会居合術範士・剣術教士であり、剣道を基盤とし居合道普及に努めた。剣居一体は、歴史的にも裏付けがあるといえよう。

32 居合は、そもそも戦闘技術として秘匿性が強く、伝統的に宗家制を採ってきたことから、少数弟子に対する正確な伝承という面では機能してきたものの、幅広く普及を進めるという面では必ずしも奏功しない。現代武道が隆盛する中、失伝の危険性も否定できない。

33 小野派一刀流は、徳川将軍家と弘前藩主に重んじられた。弘前藩主・津軽信寿に同流三代・忠弥から四代忠一の加判をもって一子相伝の極意が譲られ、当該極意文書等は、津軽義孝から笹森順造に伝えられた。また、小野忠喜から門弟頭・山鹿高美に伝えられた極意文書等も山鹿高智から笹森順造に伝えられた。弟子として、鶴見岩夫、小川忠太郎、小野十生（各範士九段）、石田和外（全剣連二代会長・元最高裁長官）ら著名な剣道人が入門。昭和38年、禮樂堂献堂式に際し、木村篤太郎（全剣連初代会長）、石田和外、武藤秀三（三菱養和会理事長）、小川忠太郎など全国の著名な剣道人（居合人を含む）多数が参集し、小野派一刀流や神夢想林崎流の公開演武を拝見し言祝いだ。個人道場で同様の例を承知しない。

34 笹森順造「剣道と私」（剣道時代記事合冊・編者笹森建美、1986年）・「一刀流極意」。

35 剣道国内統轄団体である全剣連は、戦前の武道統轄団体である武徳会と同様、剣道の普及に努める。生涯剣道、道場教育を標榜し、女子や少年の剣道人口を増加させ、平成30年3月末で剣道人口200万（うち居合道は9万4千人）。京都大会には、毎年3千人の高段者（録士六段以上）が集うほか、初段登録者が毎年3万人、日本武道館・少年剣道錬成大会参加者も毎年6千人等と隆盛する（国際普及）。古武道たる剣術（居合を含む）の人口は、剣道と比べ少数（実数不詳）で失伝の危険性が常態化。現代武道たる剣道との連携普及こそ有効な保存普及策といえよう。

36 剣道日本2008・102頁。

石田和外・全剣連二代会長（一刀正伝無刀流³⁷五代宗家・元最高裁長官）は、剣道（居合を含む）とは「剣（日本刀）の理法の修練による人間形成の道」と規定する剣道の理念を通達した。剣道の理念は、日本刀を用いる居合道、竹刀を用いる剣道に等しく適用される。鞘の内にある日本刀を不意の攻撃に対し抜きつけ斬るのが居合道（居合を含む）、事後の対敵技法が剣道（剣術を含む）にはかならず、両者は、一連一体の操剣法で剣居一体と観念される。剣道は、日本の伝統的行動様式を踏まえた文化財で貴重な文化遺産³⁸、両道の健全で持続性ある普及を図るためには、剣居一体いかに重要な鍵を握るといわねばならない。

2 宗家制

剣術等古武道は、様々な流派を組成し、宗家制（家元制）を採る例が多い。宗家制は、前宗家から唯授一人で相伝（一子相伝又は弟子中最適格者への相伝）を受けた宗家を頂点とする。宗家は、次期宗家選定と相伝、弟子の取立てと当該修練度に応じた免許付与、破門等の広範かつ強大な権限を有する³⁹。剣道で古流を学ぶ者の数に比べ、居合道では、初心から古流を学ぶ例が多い。往時は宗家自ら普及主体となる例が多かったが、江戸時代には、文武両道を標榜する藩校や幕府講武所等が特定流派を採用、御留流（会津藩の溝口派一刀流等）とするなどした結果、宗家個人に依拠する場合より組織的普及が有効化した⁴⁰。武術隆盛の江戸末期には、剣術のみで数百流派に

達したという⁴¹。最初に、神夢想林崎流の宗家制を敷衍する。

（神夢想林崎流）

神夢想林崎流（居合）を併伝する小野派一刀流剣術（現）十八代宗家・矢吹裕二（剣道教士）は、「禮樂堂」（堂主は、初代・笹森順造、二代・笹森建美を経、《現》三代・矢吹裕二）を中心に、師弟同行で修練しつつ弟子の修練度を吟味し、初伝「十二箇条目録」→中伝「仮名書目録」→奥伝「本目録」の順で付与する（免許皆伝⁴²）。門外不出一子相伝の「割目録」は、次期宗家のみで付与する。神夢想林崎流（現）十六代宗家石崎徹（剣道教士）は、前宗家・笹森建美に入門後、まずもって小野派一刀流剣術に熟達し、前宗家の許しを得て神夢想林崎流を修練研鑽、前宗家の指名により新宗家に就任した。

禮樂堂では、門人の中から指名され唯授一人で就任した新宗家は、歴代宗家が脈々と護持相伝してきた流派の名称、形、流儀、実績や権威等すべて、すなわち道統に係る精神、秘伝等を承継する（書伝又は口伝等）。もとより弟子取立て、破門等の権限のほか、師弟同行して流祖の信念と術技を正しく伝承する責任と権限を有する。新宗家は、宗家たる地位の象徴又は証憑⁴³として秘伝等を記した古文書、日本刀等武具、道場（流派名を含む）等の所有権、管理権等につき承継するが多い。しかし、宗家指名は、指名行為時に発効するのであって、これら所有権、管理権等の承継が常に必要とされるものでもない⁴⁴。神夢想林崎流の場

37 小野派一刀流（伊藤一刀斎）を源流とし、流祖は山岡鉄舟。現・第七代宗家は井崎武廣（武芸流派大事典 69 頁「一刀正伝無刀流」、ウィキペディア「一刀正伝無刀流」）。

38 古武道総覧 13 頁。

39 古武道流派の名称及び形は当該流派の宗家に属し、当該名称及び形の使用は当該宗家の許諾の下に許される（東京地判平成 24 年 6 月 29 日《LLI/DB 判例秘書》参照。古武道総覧 16 頁等）。

40 全剣連『剣道の歴史』（平成 15 年。以下「剣道の歴史」という）4 頁・358 頁。

41 日本武道館『日本武道館五十周年』（平成 27 年）416 頁。

42 目録三巻授与で免許皆伝となる。皆伝者は、宗家から弟子取立免状、さらに稽古場免状を授けられ、初めて一道場を興し、又は師の道場を継ぐことが許される（一刀流極意 421 頁）。

43 日本古武道振興会や日本古武道協会では、有効な加盟審査資料となる。

44 中山博道は、下村派 15 代宗家・細川義昌から統を受けたが、これを裏付ける古文書等は、中山逝去後、直門弟子

合、石崎（新）宗家は、唯授一人の伝書（巻物）、門人帳、古文書、相伝の「3尺3寸の長剣」及び「9寸5分の小刀」等を前宗家から承継し現有する⁴⁵。前宗家が新宗家を指名、当該流派の正統を一人に限定して承継させ、もって正統宗家及び流派道統、尊厳と権威の維持・存続を図ることが宗家制の趣旨。新宗家一人のみが流派を正統に承継し、これを広く公示認知させる効用がある。

禮楽堂の門人（弟子）は、堂主又は宗家に対し「兵法につき、師に対し表裏別心（二心等）なく恨みをもたない。堂主及び宗家の許しなく、他見他言（公開演武・指導等）や自師（自ら弟子を採って師となること等）をしない」旨誓約して門人資格を取得（入門）する。そして小野派一刀流から修練を開始し、その後、宗家の許しを得て神夢想林崎流の修練をはじめ。小野派一刀流の修練皆無の初心から神夢想林崎流の修練をはじめた例はなく、剣居一体を道統とする。他方、重大離反行為等の深刻な誓約違反をしたときは、禮楽堂主・宗家から破門される。当該者は、師弟の縁が絶たれて門人の地位を剥奪され、爾後、流派名を用いた公開演武や弟子指導等が禁止される。門人の地位を前提として付与された目録、免許皆伝等の資格も剥奪される。

ところで、古武道流派は、奥義の保秘により勝利する特性から秘匿性が高く、そもそも広範な普及を意図せず宗家制の弱点もあってか、失伝例も少なくない。これを憂えた笹森順造は、昭和18年「実戦刀法」を刊行して神夢想林崎流の概要を初公開、昭和40年「一刀流極意」を刊行して小野派一刀流の概要も初公開した。これを受けた笹森建美も、平成21年「剣道時代」の神夢想林崎流紹介記事掲載に協力し、平成25年「一刀流極意（新装版）」、翌26年「武

士道とキリスト教」を各刊行、「剣道を主とする古武道の教授」を指定役務として小野派一刀流を商標登録するなど保存普及に尽瘁した。居合流派と宗家制の関係等を敷衍する。

（神伝流・直伝流と全剣連居合）

直伝流及び神伝流は、林崎甚助重信を初祖とするものの、神夢想林崎流と異なり、常寸（通常二尺三寸から二尺六寸程度）の日本刀を用いる。両流とも、土佐藩に伝来した土佐居合（谷村派と下村派）から明治維新以後に組成された現代武道であり、今日、宗家制が希薄化したと見られる。両流居合人は、それぞれ師事する各師匠の口伝を重視し、結果として当該流派内に複数の形解釈が事実上存在するやに窺われる。他方において、両流の形等から組成した統一形たる全剣連制定居合は、全剣連居合道委員会を中心となり組織的に広く普及振興に努め、これが奏功して現在の居合道界の大勢を占める。そこで、全剣連居合の制定経緯を概観する。

全剣連は、剣道（居合道を含む）統轄団体で、日本を代表する唯一のものとして剣道普及等を図ること等を目的とする（全剣連定款《以下「定款」という》3条）。剣道普及、大会開催、称号段級位の審査及び授与、試合・審判の技術の向上及び適正化、調査研究等のほか、剣道に係る古武道の普及、大会開催、調査研究等が主な事業内容である（定款4条）。

剣道普及の重要なツールとして、称号段級位の審査及びこれと密接関連する試合審判に係る適正な制度設計と運用があり、全剣連は、剣道の理念の実践を図ること等を目的とし、称号段位審査、授与等を行う⁴⁶。称号段位等をすべて統轄するとともに、理事会が定める試合審判規則に従って試合審判をすることを求める。形式的な宗家制を採らないが、全剣連の唯一

たる木村栄寿が中山の遺志に従い、細川家から受け取り、額田長、橋本正武と共に精査し公開演武するとともに刊行した（木村栄寿『夢想神伝重信流』）。

45 林崎系居合で現存最古の神夢想林崎流は、各地に伝承され「林崎夢想流」「林崎新夢想流」等（併伝する剣術等が相異）とも呼称されたが、いずれもが刀剣史的に古い「刃渡り三尺三寸（約1メートル）の長剣」を用い、師弟同行で形修練する点に共通の特徴がある。

46 全剣連定款3条、4条、58条から60条まで。

代表理事たる会長は、定款規則に従い、理事会、事務局、諮問機関たる居合道委員会等の組織を介して称号段級位の付与、剥奪等を独占し、理事会が定める試合審判規則を適正に実施するほか、地方代表団体や関係団体、日本武道館（武道協議会）、個人道場、実業団、学校等の協力を得、剣術（居合を含む）等の古武道を普及する⁴⁷。普及手法は称号段級位・試合審判制度の運用に依るところが大きく、武徳会から承継した「日本剣道形」（大日本帝国剣道形《大正元年制定》につき全剣連が昭和56年「日本剣道形解説書」を作成）及びこれへの移行を容易にする「木刀による剣道基本技稽古法（平成15年全剣連制定・同解説書作成）」という統一形を活用し、前者を昇段審査科目、後者を昇級審査科目とするほか、日常の稽古や各種講習等で広く修練を求める。剣居一体の関係にある居合道でも、統一形たる全剣連居合（昭和44年制定）を昇段昇級の審査科目とするほか、これを日常稽古や各種講習、試合（指定技）等で居合人に広く修練を求める。

これら全剣連統一形は、各流派古流から新たに組成され、その解釈や指導等につき国内外を問わず統一されている。会長は、剣道（居合道を含む）宗家ではないが、その権限と責任の実質（剣道専門家たることは期待されていない）を見ると、剣道宗家として現に機能する。前述したとおり、宗家相伝に依拠する普及手法には量的限界があり、失伝の危険が常在する。全剣連の普及手法には、古武道たる剣術の領域にあっても参考とすべき点が多々あろう。

ところで、全剣連は、剣道につき生涯教育の一環と捉え、広く門戸を開いた会員規則を制定した上、修行継続のインセンティブを維持させるべく、称号段位審査の厳正公平な運用と適正な試合審判の実施に努めてきたが、最近、遺憾ながら称号段位審査等に絡む不祥事が発覚した。そこで、当該不祥事を振り返りつつ、宗家制との関連等をも考察する。

（称号段位審査等の不祥事に係る全剣連の対応）

平成28年、居合道委員会委員1人が辞任を申し出たことを受け、全剣連は、標記不祥事の調査を開始し、居合道称号段位審査を巡る長年の不適切な慣行を認知した。そこで全剣連会長は、綱紀委員会規則に基づき予備審査会を設置して調査を継続、翌29年、同年実施予定の居合道八段審査の中止を決定した。その後、予備審査委員会から意見具申を受け、会長は、綱紀委員会に職権諮問した。同委員会が所要の審査を経て綱紀処分相当と答申したことから、会長は、答申に基づき審査に近接した時期に金銭を授受する不適切な慣行が古くから存在した事実を認定、当該金銭授受への関与が明白な元居合道委員長・委員、元審査員・受審者に対し、全剣連個人会員資格又は称号段位の自主返上、停止等の綱紀処分をした（ただし、対象者が金銭授受を率直に認め、反省しているので、一定期間、処分執行を猶予した）。全剣連は、機関誌「月刊剣窓」（平成29年5月・10月・12月号）で一連の経緯を順次公表、平成30年、八段審査等で金銭授受等の不正行為が慣例化したとのマスコミ報道の際も⁴⁸「数年前に居合道の称号・段位審査で不適切な金銭の授受があった。審査に近接した時期に金銭を授受する不適切な慣行が古くから存在した。昨29年、関与者を処罰した」と記者発表した。また、同年6月、不適切な慣行の廃絶と再発防止を期し、役員改選に併せて居合道委員相当数を交替させるとともに、居合道委員が段位審査員を兼任する人事慣行を取りやめて兼任を認めないこととした。

居合道段位審査では、実技を必須とする（居合道称号・段級位審査規則第18条第1項）。審査等の詳細は下位規範たる実施要領に委ね（同規則細則第16条第1項）、実施要領は、四・五段「全剣連居合4本及び古流1本（五段以下の審査実施は、地方代表団体に委嘱）」、六・七段「全剣連居合3本及び古流2本」、八段は第一次審査が「全剣連居合7本」で第二次審査が「古流7本」な

47 京都大会では、剣道、居合道の各部に加え、各種形の部で小野派一刀流、北辰一刀流、柳生新陰流、甲源一刀流、神刀流、宝蔵院流、水鷗流等が公開演武される。

48 平成30年8月17日付け産経新聞、朝日新聞、読売新聞等。

と⁴⁹実技の実施本数と内容を具体的に定める⁵⁰。全剣連個人会員（定款51条）は、称号段位審査受審資格や全剣連主催大会参加資格を有するが、受審者の流派（古流）の実技が必須審査科目とされ、事実上、初心から古流指導者に師事し、全剣連居合と共に当該古流を修練することが求められた。しかし、不祥事発覚を受け、平成30年、実施要領につき、六・七段が「全剣連居合6本」、八段が第一次審査「全剣連居6本」第二次審査「全剣連居合12本」と改正、六段以上の段位審査対象から古流をすべて除外した。これは普及手法に係る重要な変更である。古武道の衰退又は失伝傾向が指摘される中、居合人が全剣連居合に偏し、古流の修練を怠る傾向が強まるか、ひいては古武道に淵源する居合が維持できないかなど危惧する向きもある⁵¹。

最後に、居合道の普及に関し、管見を交えつつ考察する。

Ⅲ 管見

全剣連は、令和2年4月、爾後5年間の事業運営の基本として全剣連基本計画「次世代への継承に向けて（以下「全剣連基本計画」という）」を策定し、今後、これを基本として事業運営を進めると公表した⁵²。全剣連基本計画は「居合道では、称号段位の審査においてトップに君臨する者らの金銭授受が発覚し、それが一部の者による長年の悪しき慣行であることも判明した」と明記した上、「普及責任を有する居合道委員会は、因習の完全排除と居合道界の徹底的な意識改革を第一目標とする」と宣明した。さらに

当該不祥事とは別に、全日本居合道大会につき、主催県が優勝する等の不公正さが疑われるとの疑惑を指摘し、これを改善すべく「令和3年以降3年間、開催地を東京に固定し、以降の開催地決定方法について併せて検討する」とも公表した。後者は、疑惑の指摘ではあるが、全剣連主催大会における試合審判の適正が確保されていないやに受け止められ、審査不祥事と同根との問題を提起したかとの見方もある。

1 古流の定義と段位審査

段位審査で古流実技を必須科目とするほか、各種大会で全剣連居合（技を指定）に加え、古流（技は任意選択）も指定する例が多いことなどから、古流の定義を明確化する必要性は大きく重い。それにもかかわらず、全剣連定款規則は、何ら定義を明記しない。古流については、一般辞書でも定義が確定できず、古武道たる居合抜刀術の流派を意味しないとの見方もある。

全剣連居合制定担当者の流派、制定経緯、現に段位審査員の流派等から、神伝流、直伝流等が「古流」に該当することは自明だが、京都大会出場者を見ると、その他古流を修練する者も現に居る。当該少数流派につき、段位審査や試合審判等で適正な取扱い（「古流」該当性の判断を含む）が保障されるか、他流派審査員⁵³による少数流派に係る適正な判定、特に判定基準（技間違いを含む）いかん⁵⁴等の疑義が残る。けだし、剣道には、有効打突⁵⁵等の客観的基準があるが、居合道に同レベルの透明性ある基準があるともいいがたいからである。全剣連基本計画が指摘する大会審判の疑惑は、ここに原因

49 第一次審査で合格判定を受けた者は、第二次審査を受審できる（同規則 18 条 1・3 項）。

50 今次改正により六・七段が「全剣連居合 5 本」、八段第一次審査が「全剣連居合 6 本」、第二次審査が「全剣連居合 12 本」とされたが、四・五段は、従来どおり古流必須を維持。

51 剣道日本編集部「古流の実技は撤廃 居合道八段審査 11 月実施で検討」剣道日本平成 29 年 11 月号 140 頁。

52 全剣連「月刊剣窓」令和 2 年 5 月号 8 頁。

53 古流には、替技が多くある等から、審査員が他流派奥義に通暁する期待可能性はいかかがか。

54 高段の実技審査において、神伝流、直伝流等の有力流派以外の古流を選択しても、合格が容易でないという噂もあったようだ。審査に当たるべき範士がほぼ両流派で独占されている実態から見て、単なる噂だと一蹴するのもしいかかがか。

55 充実した氣勢、適正な姿勢をもって、竹刀の打突部で打突部位を刃筋正しく（打突方向と刃部の向きが同一方向）打突し、残心あるもの（剣道試合・審判規則 12 条、同細則 10 条）。

の一端が根ざすやの見方もある。

さらに、より基本的な論点として、全剣連会長が、直伝流、英信流等古流の宗家ではないことを掲記したい。当該古流が宗家制を採る場合、宗家の許諾なく、これを審査科目等で無断使用して段位を認定し、又は試合指定技として審判の対象とすることの正統性や適法性は、ガバナンスの視座から再吟味する必要がないか。さらに宗家制が希薄化し、当該流派の技内容につき全国的統一を確保し得る態勢にないとするれば、当該段位認定、試合審判等の透明性、公平性等に疑義が生じかねず、このような見方を不合理だと一蹴できないやに思われる。しかして、全剣連がする審査にあって、古流を採用する正統性、これに疑義なしとしないとの見方に依拠すれば、全剣連審査では、自ら制定し形解釈等も全国的に統一、当該果実を容易に各受審者が共有し得る全剣連居合をもってする審査こそ、正統性・透明性・公平性確保の視座から最善の手法といえよう。

現代武道では、段位審査と試合審判が事実上、普及の主要なツールである。全剣連の財務内容を見ると、称号段位審査の審査・登録料収入の比重が大きく、財務安定の面からも、公正で透明な審査や試合審判の実施が不可欠である。適正な審査や試合審判を担保する関連規則の整備、適格な指導者育成、審査員又は審判の養成は、普及の肝要な基盤であろう⁵⁶。現代武道は、日本古来の尚武の精神に由来し、長い歴史と社会の変遷を経て往時の「術」から「道」に発展した。武技による心身の鍛錬を通じて有為の人物を育成することを目的とする伝統文化であると評される。少子高齢化社会での斯道普及は、少年又は女子の動向に依拠するところが大きい。全剣連は、最近、専門委員会たる女子委員会を創設、女子大会も開催する等、時代に応じた普及を工夫し実施する。このように裾野を広げた普及を

目指す以上⁵⁷、段位審査や試合審判は、透明性、公平性、正統性をよく具備したものでなければならぬ。

古流の普及と全剣連がする段位審査、試合審判等は、本来的には別物であろう。居合道の唯一統轄団体たる全剣連が特定古流の優遇に偏すれば、定款の目的にもそぐわず、大きな違和感が残る。居合道委員会の古流に関する主な責務の一つは、広く多様な古流の技を考究することにある。先達が苦心した全剣連居合（現）12本を参考とし、剣居一体の視座から適切な古流の技を選択し、これを基に新たな技を全剣連居合に導入するとともに、その過程を公表し記録に残していただければと願う。そして、これこそ全剣連がする古流支援事業の中核の一つかと愚考する。

2 宗家制と流派継承

主要剣術流派の一つたる新陰流は、上泉秀綱、柳生宗厳、柳生宗矩の僅か三代で大きく変容し、いずれを正統の技とするか、四代・柳生三厳を困惑させ、沢庵の協力と父宗矩の直接指導によってようやく解明したとの逸話が残る⁵⁸。そもそも宗家制では、口伝又は書伝を問わず、正確な伝承が必ずしも容易でない。弟子少数の流派には、失伝の危険が常在する。しかして、適格な次期宗家候補者群をよく保持するには、その母集団たる弟子を相当数確保するとともに、秘匿性を緩和し、公開演武や録画映像等で口伝又は書伝の内容を公開する手法が有効かと思われる。これらの検討なくして、健全で持続性ある普及は容易ではなからう。

笹森順造は、神夢想林崎流居合を小野派一刀流剣術に併伝し口伝又は書伝を公開した。次の宗家に就任した笹森建美は、当該併伝を前提に、実力主義をもって直門弟子の中から、いずれも剣道専門家で中長期的に多くの弟子を確保し得

56 剣道普及に肝要な役割を担う試合審判規則、称号段位規則等につき、理念研究 70 頁、拙稿「剣道の理念と剣道指導の心構えに関する法的解釈」日本大学法科大学院紀要 13 号 111 頁。

57 明治 30 年貴族院に請願書「剣道体操ヲ児童体育ニ編入ノ件」を提出以来、剣道界の不変の願いである（京都大会あゆみ・年表）。

58 月乃抄（古武道総覧 3 頁）。

る資質と環境に恵まれた適格者を後継堂主・小野派一刀流宗家、神夢想林崎流宗家として各指名した。

古武道では、段位・試合制度等を採用がたい向きもあろうが、各流派の実情に応じ、なお検討する余地はあるやに思われる。当該古武道普及団体が人格なき社団の実質を具備する場合には、宗家制を維持しつつ行う法人化は、有力な選択肢の一つである。けだし、宗家逝去に際し、古文書等の貴重な関係資料には、相続財産の一部として散逸又は廃棄される危険があるからである。

禮楽堂は、令和2年、小野派一刀流、神夢想林崎流各宗家との緊密な連携の下、各宗家がする剣術等の統轄及び代表、指導者養成及び資格付与、免許付与並びに技倆審査及び認定、弟子取立・破門等の支援団体として、当該剣術等の保存伝承、普及振興等を図ること等を目的とする一般財団法人に移行した。法人法に基づくガバナンス確保と宗家制とを調和させる制度設計の一例として参考となろう。また、笹森建美は、宗家在任中、剣道を主とする古武道の教授を指定役務とし「小野派一刀流」を商標登録した。全剣連も剣道人公式マークを商標登録した。剣道や居合道の持続的かつ健全な普及のために知的財産権を活用する例は、これから増えると思われる⁵⁹。

3 剣居一体

近世初期、戦乱が治まり平和な時代となり、実戦的な総合武術の修練から、個別武術のより深い探求へと流れが変わる中、剣術流派が多く組成された。徳川幕府の文武奨励策の下、武士の素養として芸道化した剣術は、実戦的で殺伐なものから、華美で形式のみ尊重し遊芸化する

傾向を強めた。形剣術の華法化の弊である。これを打開すべく十八世期、直心影流や中西派一刀流が、面・小手・胴等の剣道防具や竹刀を考案し、従来の形修練と併せて、竹刀打込み稽古（撃剣）を普及させた。十九世期に入ると、真庭念流、北辰一刀流、神道無念流、鏡新明智流等の新興流派が、他流試合等で自流を積極的に広め、これが現代剣道に大きな影響を与えた⁶⁰。

現代武道史を見ると、GHQの剣道禁圧下、剣道の道統を絶やさないうよう尽瘁する過程で、全日本撓競技連盟が果たした役割は大きい。撓競技につき、GHQの禁圧理由を踏まえ、①竹刀の代わりに撓（袋竹刀）を使用、②威嚇的かけ声を禁止、③安価・簡素な稽古着・防具等で行うとしたが、一部の剣道人から「剣道が軟弱になる」との異論もあった。これに対し、全日本撓競技連盟（占領下の昭和25年に発足）初代会長・笹森順造は「木刀又は真剣を用い、素面素小手で実戦刀法の攻防の法形を稽古し、体力、心力、気力、技の力を学んだが、木刀では強い打突が遠慮され、真剣では寸止め等の限界がある。そこで甲冑に擬した防具を考案して竹刀稽古を開始、よって流儀が画期的に進歩し、現代剣道に発展した。小野派一刀流では、竹刀稽古を奨励したものの、基本たる切組の刀法法形が一通りできる者に限り許した。流儀の形を学ばず竹刀稽古をする者は『形無し剣術』にすぎず、勝負の末に走る弊さえある」との剣道観⁶¹に加え、かねて袋竹刀を用いる剣術稽古、重い木刀を用いる無声の形稽古等の実践経験から「竹刀剣道は、剣道の一つの表れ方、一つの鍛錬法にすぎない。真剣勝負では、試合の有効打突など関係なく刀が目をかすっただけで、やがて勝負不能となる。袴がズボンになった等は、真剣勝負から見ればたいしたことでない。日本刀の真剣勝

59 宗家逝去等に伴う争いが深刻化する例は少なくない（大坂地判昭和55.3.18(少林寺拳法)判時969号95頁、大坂高決昭和56.12.8決定(花柳流)ジュリ810号106頁、大高判平成9.3.25(音羽流)判時1626号133頁等)。重大離反行為をした弟子に対し、破門等の内部処分のみでは流派の保存普及を全うできない場合、不正競争防止法違反(2条1項等)、商標法違反(37条・2条3項等)等で訴えを提起するときがあるが、その際、商標権を有することは有効である。

60 剣道の歴史9頁。

61 笹森順造『実戦刀法』（富山房国民百科文庫、昭和20年）3頁。

負から見れば、竹刀剣道と撓競技は五十歩百歩、共に鍛錬の一過程だ。日本刀由来の剣道を知ろうとすれば、刀や木刀を使った稽古が必須だと断じた⁶²。

賢者は、歴史に学ぶという。往時の形剣術の華法化に思いを致すとき、剣道の素養なく専ら居合道の形稽古に偏する傾向が強まれば、居合道の華法化が危惧される。今これが顕在化した面もなしとせず、しかして居合華法化を避ける要諦は、剣居一体にあると思考するに至った。両道の段位受有者たることを称号の受審資格に求めることも、剣居一体を図る健全な普及策の有効な選択肢の一つとして検討すべきではなかろうか⁶³。

剣の理法とは、日本の伝統文化たる「日本刀」の理法をいう。師弟同行、生涯にわたり互いに正しい礼法を守り、真剣な修行を重ね、もって生涯剣道を全うする。剣道（居合道を含む）における真剣な修行とは何か。生と死は表裏一体、好むと好まざるとを問わず、生の裏には死が常在する。武人は、平常、直視することをしない又はしたくない死と向き合わざるを得ず、生死一如である。剣道の特性は日本刀の理法に由来して生死事大、そこに剣道における真剣な修行がはじまる。剣道は「見るスポーツ」ではなく「実践する武道」。剣道には、多くの奥深い魅力があり、生涯修練する価値がある。諸行無常にして、明日のことはわからない。しかし、今、現に生きている。それでは、今日をどう生きるか。生涯剣道等とあいまって死生観の追求につながるものが剣道の特性の一つであり、これが人間形成に資するゆえんかと考える。

国際化が進展する中、全剣連は、剣道理念の実践等を目指し、国内のみならず海外でも普及活動を行う。剣道は今、世界百か国に普及するが、全剣連は、剣道の本質を海外の条件に適応

するよう適宜改めるという剣道「国際化」の方針は採らず、日本の伝統文化に培われた剣道をそのまま「国際普及」させるとの方針を一貫する。剣道理念は、試合の勝敗や昇段を目的とするのではなく、剣道道場教育による人材育成を願う⁶⁴。「打って反省、打たれて感謝」「負けて褒められ、勝って叱られる」等の剣道格言の意義を師弟同行、生涯剣道を目指す中で血肉とするよう努めることが肝要。そのような精神性、武士道等が世界の愛好者増につながる所以だと思う。

剣道昇段審査の前に付け焼き刃的に形を稽古する傾向が一部に見られるが、欧州等では形を稽古し、基本稽古、互角稽古に移る道場が多く、剣道を単なる競技ではなく伝統ある武的文化ととらえ、そのような文化を学ぶことに価値を見いだす剣道人も多いとの指摘は正鵠を射る。海外では、剣道と居合道を併せて修練する剣士が多いと聞くが、まことに味わい深く⁶⁵、組太刀を基盤とし、真剣の抜刀、素振り、据え物斬り等で原理を身につけ、竹刀稽古に励むが本道⁶⁶と受けとめた。日本民族の良き個性（Identity）の拡大再生産と国内外の剣道普及との絶妙なる均衡を内蔵する剣道理念に思いを致し、剣居一体の意義を再認識する次第である。

関係諸賢の御健勝と武運長久を祈念しつつ擱筆したい。

62 山本甲一『剣道大臣』（島津書房、平成29年）236頁。

63 国際普及、「剣道の文化誌」月刊「武道」2019年12月号53頁等。

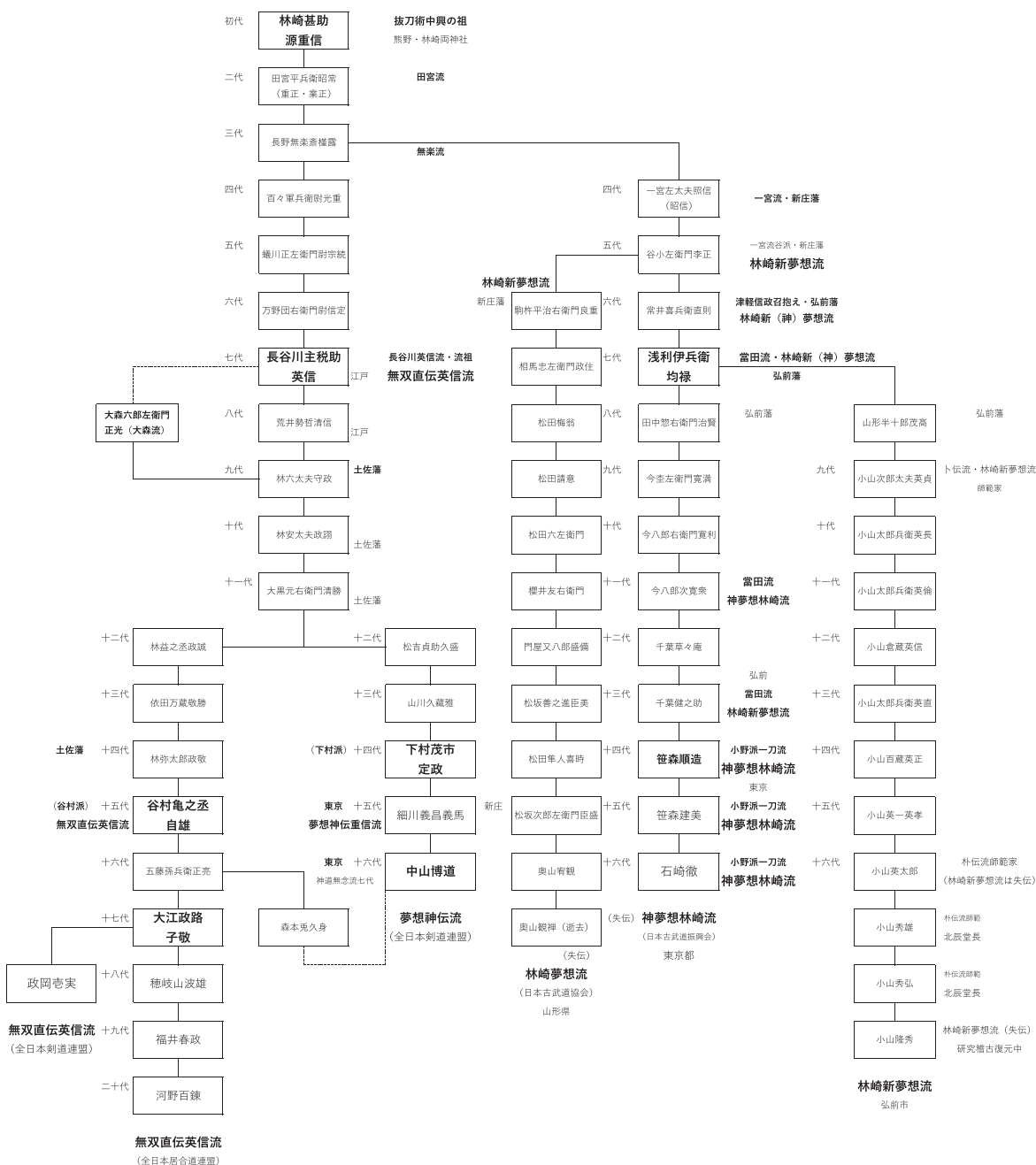
64 一般スポーツで勝者が派手なガッツポーズを執ることもあるが、剣道では、不適切な行為であれば有効打突が取り消され、非礼な言動であれば負けとされる。

65 国際普及、「剣道の文化誌」月刊「武道」2019年12月号53頁等。

66 一刀流極意337頁。

居合道の系譜と普及に関する一考察

林崎流居合系譜



(参考文献・神夢想林崎流関係)

林崎基助資料研究委員会『林崎明神と林崎基助重信』(居合振武会, 平成3年), 太田尚充『弘前藩の武系文書を読む』(水星社, 2010年), 津軽藩旧起伝類・奥富士物語(弘前図書館), 『東奥義塾再興十年史』(東奥義塾學友會, 昭和6年), 笹森順造『実剣刀法』(富山房, 昭和20年), 川内鐵三郎『日本武道流祖傳』(日本古武道振興會, 昭和29年改訂増補), 笹森順造『剣道』(旺文社, 昭和30年), 綿谷雪『図説・古武道史』(青蛙房, 昭和42年), 『青森県人名大事典』(東奥日報社, 昭和44年), 『武芸流派大事典』(東京コピイ出版部, 昭和53年増補大改訂), 石岡久夫・岡田一男・加藤寛『日本の古武術』(新人物往來社, 昭和55年), 今村嘉雄『日本武道大系第三卷剣術(三)』(同朋社, 1982年), 青森剣連『青森県剣道史』(昭和59年), 剣道日本SJセレクトムックNo.71「居合道虎の巻(二の巻・居合の流派と歴史)」(スキージャーナル, 2008年), 剣道時代「神夢想林崎流居合」(2009年3月号46頁・4月号43頁・5月号45頁), 本山賢司『剣豪という生き方』(東京書籍, 2010年), 山本甲一『剣道塾長 笹森順造と東奥義塾』(島津書房, 平成15年), 笹森建美『武士道とキリスト教』(新潮社, 2013年), 小野崎紀男『弘前藩の武術』(ツワフライフ, 平成31年), ウィキペディア「神夢想林崎流」「居合術」「林崎新夢想流」.

<補注>

警視流立居合は、かねて警視庁居合同好会で修練され、各種大会等で公開演武されてきた。拙稿「警視流立居合に関する研究」（仙台大学紀要44巻1号43頁，2012年）は、伊藤知治・警視庁居合同好会第三代師範（警視庁逮捕術名誉師範。剣道居合道教士八段）口伝に基づき、平成24年5月吉日付け「警視流立居合形解説案」を掲載したが、その際、あくまで未定稿であり、伊藤師範による更なる研鑽及び改訂があり得るとの留保を付した（拙稿54-58頁）。今般、伊藤師範が「警視流立居合形解説案」を改訂された内容を公表する。

令和2年5月吉日

警視流立居合・形解説

第1 形制定の趣旨

警視流立居合は、西南戦争後の明治19年、警視庁において、洋装帯剣の警察官が進退操縦直しきかなうようにとの趣旨を含めて制定された。

第2 礼法

全日本剣道連盟居合（解説）作法（以下「作法」という）及び補足に準じて行うこととし、詳細は、以下のとおりとする。ただし、膝等に支障があり、以下によることが困難である場合には、蹲踞の姿勢に際し左膝をついて行い、又は作法・補足（四）「野外での刀礼」に準じて行うことを可とする。

- 1 携刀姿勢、出場、神座（上席）への礼及び演武の方向
それぞれ作法（一）から（四）までに準じて行う。
- 2 始めの刀礼
携刀姿勢から袴を捌くことなく蹲踞する。左手で刀をわずか（拳一つ分）右前に引き出し、右手を左手内側におくる。右手人さし指を鐙にかけ、残り四指で鯉口近くを握る。左手を

左腰に当て右肘を伸ばし、鐙を右膝右前方におくって刃を内側に向け、刀を床上に立てた後、静かに左に倒して正面床上に一文字に横たえる。右手で下げ緒を刀に沿わせて添え、両手を腿上に戻して蹲踞の姿勢に戻る。刀礼は、両手の甲を正面に手先を真下に向け、床に軽く指先をつけて行う。指先の間隔は、肩幅よりやや狭く、左右の親指はつけない（警視庁木太刀の形と同じ）。刀礼を終え、両手を腿上に戻して蹲踞の姿勢に戻る。

3 帯刀

刀礼を終えた蹲踞の姿勢から、左手は左腿に置いたまま、右肘を伸ばし、右手人さし指を鐙にかけ、残り四指で鯉口近くを握る。刃を内側に向けたまま、静かに刀を正面中央に立てる<注>。左手を鞘の中程におくり、鐙近くまでなで下ろした後、左手で鐙を腹部中央におくり、左手で分けた帯の間に入れ、右手で鐙が臍前にくるように刀を帯びる。下げ緒を右側に結び、鐙に左手親指をかけ、立ち上がって帯刀姿勢となる。

<注> 刀は体近く、鐙近くまでなで下ろす際に体が前傾しない位置に立てる（伊藤師範）。

4 脱刀

演武を終え、始めの刀礼の位置に戻り、帯刀姿勢から袴を捌くことなく蹲踞する。右手で下げ緒をとき腿上で掴んだまま、左手で刀をわずか（拳一つ分）右前に引き出し、右手を左手内側におくる。下げ緒を右手から左手に持ちかえ左腰に当て、右手人さし指を鐙にかけ、残り四指で鯉口近くを握る。下げ緒を掴んだ左手を左腰に当てたまま、右肘を伸ばし、鐙を右膝右前方におくって刃を内側に向け、刀を床上に立てた後、静かに左に倒して正面床上に一文字に横たえる。左手の下げ緒を右手に持ち替え、左手は腿上に置く。右手は、下げ緒を刀に沿わせて添え、腿上に戻して蹲踞の姿勢に戻る。

5 終わりの刀礼

刀礼は、前記2にならって行う。

刀礼を終えた蹲踞の姿勢から、左手は左腿に置いたまま、右肘を伸ばし、右手人さし指を鐙にかけ、残り四指で鯉口近くを握る。刀を内側に向けたまま、静かに刀を正面中央に立てる<注>。左手を鞘の中程におくり、鐙近くまでなで下ろし、刀を両手で左脇後方に引いて腿上に置く。左手親指を鐙にかけ、残り四指で鯉口近くを握って刀を左手に持ちかえ、右手は腿上に置く。その姿勢から立ち上がった携刀姿勢となる。

<注> 刀は体近く、鐙近くまでなで下ろす際に体が前傾しない位置に立てる(伊藤師範)。

5 携刀姿勢、神座(上席)への礼及び退場

それぞれ作法(一)、(三)及び(八)に準じて行う。

第3 抜刀法

一本目 前腰(正面)

<原義・浅山一傳流>

敵、前より来り不意に切り掛けんとき、右足を踏み込み、敵の右脇の下より胸部へ掛け抜き付ける。敵、跡(後)に引き去るを付け込み二タ足踏み込み、敵の頭へ切り込むなり(原義につき、全剣連『剣道の歴史』資料編524頁「警視流剣術組太刀之方書」参照、以下同じ)。

(要義)

敵が前から来て切り掛ろうとした時、右脇から胸部にかけて抜き付け、敵が後ろに下がるところを、更に頭上から臍前に切り下ろす(要義につき、警視庁剣道要鑑《警視庁、昭和56年》71頁「警視流立居合」参照、以下同じ)。

(演武)

直立の姿勢から、左足(攻め足)を出すと同時に、刀に手をかけ前進する<注>。3歩目・左足を踏み出す時、鞘を下に返ししながら刀を抜き出し、4歩目・右足を踏み込むと同時に、右片手で正面の敵の右腰から左肩上に

向けて袈裟に切り上げる(切り上げた切先の高さは、目の高さくらい)。右手を正中に送りながら剣先を左側、刃は前方に向け、左手甲を右手の前に添え、両手の間から敵をのぞき込み(半呼吸の間をとり)、左足を前に送って右足に揃えながら左受け流し上段に振りかぶり、右足を踏み込むと同時に、敵の頭上から臍前まで切り下ろす。

最後に、下段残心・納刀を行う。すなわち

下段の残心を示しつつ血流した後、左足を前に送って右足に揃え、刀の峯中程を左肩に当て、刀身(釧から10センチメートル程度)を左順手で挟んで柄を右逆手に持ちかえ、鯉口を左手で握って釧近くの峯に当て(柄頭を敵の顔に向け)左足を後ろに引きながら柄を前に出し、切先を鯉口に落とした後、右足を後ろに引きながら納刀を開始し、左足に揃えると同時に納刀を終える。柄を握った右手を前に滑らせ柄頭から抜き離す(以下「下段残心・納刀」という)。

<注> 左足(攻め足)を若干早く見せて前進する。以下同じ(伊藤師範)。

二本目 夢想返し(正面から真後ろ)

<原義・神道無念流>

敵、後ろより来り切り掛けんとする時、踏み出せし右足を直ちに後ろへ廻し、踏み込みながら敵の右脇の下より胸部へ掛け抜き付ける。敵、驚き跡(後)へ引くを付け込み二タ足踏み込み、敵の頭上へ切り込む。敵、後ろへ臥るを、又一ト足踏み込み上段に取り囲む。

(要義)

敵が前から来た時、水月に柄当てする。続いて後の敵に振り向いて、胴に切り付け、敵が後ろに下がるところを、更に頭上から臍前に切り下ろす。

(演武)

直立の姿勢から、左足(攻め足)を出すと同時に刀に手をかけ(左足から)前進する(一本目<注>参照)。まず、前進4歩目・右足を踏み込むと同時に、正面の敵の水月に柄頭を激しく当る。続いて、鞘引きしながら<注>

1>左足を軸に真後ろを振り向き、右足を踏み込むと同時に、右片手で二人目真後ろの敵の胴に水平に切り付ける。左足を前に送って右足に揃えながら左受け流し上段に振りかぶり、右足を踏み込むと同時に、敵の頭上から臍前まで切り下ろす<注2>。左足を踏み出し<注3>左上段の残心を示し、左足を後ろに引いて中段の姿勢をとる。下段残心・納刀を行う。

<注1> 攻めを意識する（伊藤師範）。

<注2> 公開演武等の場合は、引き続き、全剣連居合「諸手突き」3人目の敵を切る動作を追加し、正面を向いて技を終える（久保《前》師範）。

<注3> 強い攻めを意識する（久保《前》師範）。

三本目 廻り掛け（正面から左）

<原義・田宮流>

敵、左の方に並び行く途中、刀の柄に手を掛け抜かんとせし時、左の足を後ろへ引きながら敵の横腹へ抜き付ける。其の太刀を左へ巻き、足は其俣にて頭上へ切り込むなり。

（要義）

敵が左側に並んで歩く途中に刀を抜こうとしたため、左の敵に向き、胴に切り付け、更に頭上から臍前に切り下ろす。

（演武）

直立の姿勢から、左足（攻め足）を出すと同時に、刀に手をかけ前進する（一本目<注>参照）。3歩目・左足で左の敵の方を向き、4歩目・右足を左足の前に踏み、右足を軸に左を向いて、左足を後ろに引く<注>と同時に、右片手で敵の胴に水平に切り付ける。右足を後ろに引いて左足に揃えながら左受け流し上段に振りかぶり、右足を踏み込むと同時に、敵の頭上より臍前まで切り下ろす。下段残心・納刀を行う。

<注> 大きく引くよう意識する（伊藤師範）。

四本目 右の敵（正面から右）

<原義・鏡新明智流>

敵、右の方に並び行く途中、敵、刀の柄に

手を掛け抜かんとせし時、左足を左へ開きながら敵の右鬢へ抜き付け、其の太刀を左へ巻き、足は其俣にて頭上へ切り込むなり。

（要義）

敵が右側に並んで歩く途中に刀を抜こうとしたため、右の敵に向き、小鬢（こめかみ）に切り付け、更に頭上から臍前に切り下ろす。

（演武）

直立の姿勢から、左足（攻め足）を出すと同時に、刀に手をかけ前進する（一本目<注>参照）。3歩目・左足を出すとき、右の敵の方を向き、左足を右足の前に踏み、左足を軸に右を向き、4歩目・右足を踏み込むと同時に、右片手で敵の小鬢に切り付ける（敵の左頭上まで切り抜く）。右足を後ろに引いて左足に揃えながら左受け流し上段に振りかぶり、左足を踏み込むと同時に、敵の頭上から臍前まで切り下ろす。下段残心・納刀を行う。

五本目 四方（正面から後ろ、左、右）

<原義・立身流>

敵、四方より囲む時、我が頭上を凌ぎながら右足を踏み込み、前の敵を抜き打ち頭上へ切り込み、足は其俣にて後ろの敵を切る。右足を踏み込みながら太刀を左へ巻き、又一太刀切る。又右足を右跡（後）へ開き、太刀を右へ巻き、右の敵を切り、又右足を踏み込みながら太刀を左へ巻き、又一太刀切る。足は其俣にて後ろの敵を切り、又右足を踏み込みながら太刀を左へ巻き、又一太刀切る。是にて四方の敵を打留むるなり。

（要義）

敵が四方から囲む時、正面の敵の頭上から顎下に切り付ける。続いて後ろの敵に向き、頭上から顎下に切り込み、更に頭上から臍前に切り下ろす。次に、左の敵に向き、頭上から顎下に切り込み、更に頭上から臍前に切り下ろす。最後に、後の敵に向き、頭上から顎下に切り込み、更に頭上から臍前に切り下ろす。

（演武）

直立の姿勢<注>から、左足（攻め足）を出すと同時に、刀に手をかけ前進する（一本

目<注>参照)。2歩目・右足を踏み込むと同時に、右片手で正面の敵の右頭上から顎下まで切り付ける。次に、左足を軸に二人目真後ろの敵に向きながら右受け流し上段に振りかぶり、(直ちに)敵の頭上から顎下まで切り込み、更に左受け流し上段に振りかぶり、右足を踏み込むと同時に、敵の頭上から臍前まで切り下ろす。続いて、左足を軸に三人目左の敵に向きながら右受け流し上段に振りかぶり、右足を後ろに引くと同時に、敵の頭上から顎下まで切り込み、更に左受け流し上段に振りかぶり、右足を踏み込むと同時に、敵の頭上から臍前まで切り下ろす。そして、左足を軸に四人目真後ろの敵に向きながら右受け流し上段に振りかぶり、(直ちに)敵の頭上から顎下まで切り込み、更に左受け流し上段に振りかぶり、右足を踏み込むと同時に、敵の頭上から臍前まで切り下ろす。下段残心・納刀を行う。

<注> 公開演武に際し、五本目の演武を正面向きでする必要があるとき、あらかじめ個別の了解をいただいた上、いったん正面に向いて直立した後、改めて右九十度に向きを変えて再度直立の姿勢を採り、演武を開始することした先例(京都大会、三菱大会等)がある。ただし、全剣連居合「三方切」に倣って最初の一刀を右切りで始める便法は「正面の敵の右頭上から顎下まで切り付ける」との要義を変容させかねない(伊藤師範)。

(謝辞)

弘前市立図書館、八戸市立図書館、警視庁居合合同好会、禮樂堂(小野派一刀流・神夢想林崎流)など関係諸賢には、貴重な資料や有益な御示唆を頂戴しました。深く感謝します。

(2020年 5月29日受付)
(2020年 7月 7日受理)